

「公害被害は今も ～水俣病訴訟～」

学習会は
参加無料

懇親会
あり

水俣病は、熊本県水俣湾周辺の化学工場から排出された有機水銀で汚染された海産物を日常的に食べていた住民に集団発生した四大公害病の一つ。
1956(昭和31)年に公式確認された以後、今もお、被害救済を求める訴訟は続く。



2025年 4月28日(月)18:30～

大阪弁護士会館9階920室 +オンライン

大阪市北区西天満1-12-5 大阪メトロ・京阪本線「淀屋橋」徒歩10分、
京阪中之島線「なにわ橋駅」徒歩5分

講師： 片山 直弥 弁護士、他 弁護団から3人、原告団から2人

- ▶水俣病と認定されていない熊本と鹿児島出身で関西などに移り住んだの120人余りが、国、熊本県、原因企業チッソに賠償を求めた裁判で、2023年9月、大阪地方裁判所は特別措置法の基準外でも水俣病に罹患する可能性があるとする初めての司法判断を示し、原告全員を水俣病と認定しました。
- ▶国側が控訴し、2024年9月25日から大阪高等裁判所で審理中です。

77期新人弁護士の歓迎企画として、学習会と懇親会を行います！

会員弁護士・研究者の他、会員外の弁護士(特に77期新人弁護士)、修習生、司法試験受験生、法科大学院生、予備試験受験生、学部学生の参加も歓迎します。

参加申込はこちら (なるべく事前申込みください) →



主催 青年法律家協会大阪支部

問合せ先 弁護士 宮本亜紀(きづがわ共同法律事務所)

TEL: 06-6633-7621

E-mail: miyamoto@kizugawa-law.jp

